

## 別紙

### 白井市審議会等の委員の公募に関する基準

#### 1. 趣 旨

この基準は、白井市審議会等の設置及び委員の選任に関する要綱第4条第1項の規定に基づき、審議会等の委員の公募に関し必要な事項を定めるものとする。

#### 2. 公募の周知方法

委員の公募は、市広報紙への掲載その他の方法により行うものとする。

#### 3. 応募の資格等

- (1) 公募委員の応募資格は、市内在住者（住所を有し居住していること）、市内在勤者及び市内在学者で原則として満18歳以上の者とする。
- (2) 応募は、別紙「公募委員申込書」を提出するものとする。

#### 4. 選考方法等

- (1) 公募委員の選考審査は、選考委員会その他の方法で行うものとし、募集定員に満たない場合も審査を行うものとする。
- (2) 選考委員会を設置する場合は、募集する審議会等に応じてその都度設置する。
- (3) 選考結果は、応募者全員に通知するものとする。

#### 5. 選考基準

公募委員の選任は、以下の基準に照らし総合的に判断して決定するものとする。

- (1) 応募の動機が委員の職務に照らし適切であるものを優先とする。
- (2) 市政への参画経験の少ない者を優先とする。
- (3) 複数の公募委員を選任するときは、男女比率、地域・年齢構成の均衡に考慮する。また、同一の団体、サークル等に所属しないよう配慮するものとする。
- (4) その他、必要に応じ所管課長が別に定める基準に適合すること。